

第五四〇〇〇七一一六号

# 認定証

名古屋市昭和区駒方町二丁目五七七番地

## セントラル交通株式会社

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）

第三条各号に掲げる者のいずれにも

該当せず警備業の要件を備えている

ことを認定する

有効期間

令和五年一〇月九日から

令和一〇年一〇月八日まで

愛知県公安委員会

